

(平成21年10月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

茨城国民年金 事案 862

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年8月から63年6月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和49年8月から63年6月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間については、母がA町役場(当時)の集金員に家族全員分の保険料を毎月納付してくれていたと聞いている。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金証書記号番号払出簿により、申立人が国民年金に加入した時期は、平成2年1月ごろであると考えられ、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人が保管する「共済組合等加入記録の確認のお知らせ」により、申立人は、申立期間の一部である昭和49年8月から53年9月までの期間について、国家公務員共済組合に加入していたことが確認でき、同期間については、国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできないことから、49年8月に国民年金に加入して、継続して保険料を納付していたとする申立人の主張については矛盾が認められる。

さらに、申立人が、国民年金に加入したと考えられる平成2年1月の時点では、特例納付制度は存在しないため、申立期間の保険料を納付することができない。

加えて、申立人は、その母が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手續に直接関与しておらず、その母も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の記録について、標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 9 月 1 日から 10 年 5 月 30 日まで
社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成 8 年 9 月 1 日から 10 年 5 月 30 日までの期間に係る標準報酬月額が、大幅に引き下げられていることが判明した。当時、厚生年金保険料の滞納分を減額するため、標準報酬月額の引き下げについて、やむを得ず同意したが、社会保険事務所職員の指導で行ったものであり、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 8 年 9 月から 9 年 3 月までは 32 万円、同年 4 月から 10 年 4 月までは 28 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 10 年 5 月 30 日より後の同年 6 月 10 日付けで、8 年 9 月 1 日に遡及して訂正され、それぞれ 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の閉鎖商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時に同社の取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、専務と呼ばれ、高齢であった事業主と共に大事なことは一緒に対応していたと主張しており、事業主と同じ立場で経営に携わっていたことが推認される。

さらに、申立人は、申立期間当時、社会保険関係の手続に関する決定に関わっており、社会保険事務所の対応は自身が行っていたと主張している。

加えて、申立人は、社会保険事務所職員の来訪を受け、標準報酬月額の引き下げにより保険料滞納分を減額できる旨の説明を受け、やむを得ず同意し、その手続を行ったと主張している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として自らの

標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることに同意しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 12 日から 40 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B課C係に勤務していた昭和 38 年 8 月 12 日から 40 年 4 月 1 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

A社B課C係では、失業対策業務の事務を担当していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社D部(E)において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先が判明した 11 人に照会したところ、8 人から回答が得られ、そのうち 2 人は、申立人が同社同部B課C係に勤務していたと証言していることから、申立人が申立期間当時に同社同部に勤務していたことが推認できる。

一方、上記回答があった同僚のうち、申立期間当時、男性で年齢が一番若い同僚一人は、申立期間に係るA社D部における健康保険厚生年金保険被保険者原票綴により、自身が主張する採用時期より被保険者資格取得日が7か月遅いことが確認でき、また、当該同僚が厚生年金保険被保険者資格を取得したのは20歳になった後であることが確認できることから、同社同部においては、社員全員を必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、当該原票綴により、申立期間当時の申立人の年齢である16歳から18歳の男性社員が、A社D部における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることを確認することはできない。

さらに、申立期間当時、申立人が同じ部署で勤務したとして名前を挙げた同僚一人について、申立期間に係る社会保険事務所が管理するA社D部及びA社(F)における健康保険厚生年金保険被保険者原票に名前は見当たらない。

加えて、A社D部G課(同社同部B課の課名変更後の課)に照会したものの、申立期間当時の勤務状況等を確認できる資料は残存していないとの回答を受

けており、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の記録について、標準報酬月額 of 訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 15 日から 63 年 12 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 52 年 5 月 15 日から 63 年 12 月 1 日までの標準報酬月額が、受け取っていた給料の約半分の額に相当する等級に引き下げられている旨の回答を受けた。

給料が 1 か月当たり 54 万円の時、社会保険料等として給与から 13 万円程度の金額が引かれていたと記憶しているので、申立期間の標準報酬月額について保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 63 年分の「給与所得の源泉徴収票」に記載された「社会保険料等の金額」は、社会保険庁のオンライン記録により計算した社会保険料額とほぼ一致していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間において、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に定める傷病手当金について、昭和 53 年 1 月から同年 2 月までの間の 29 日分として 7 万 3,080 円が支給されているが、この支給額は、標準報酬月額を 12 万 6,000 円として算出した額と一致しており、この月額は社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた社会保険事務担当者に申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用について照会したところ、「当時、申立人は、まだ若い世代であり、年金については念頭になく、4 月から 6 月までの仕事量を抑えて、標準報酬月額の算定基礎となる給料を低くして申告し、手取額が少しでも多くなるようにしていた。」との証言が得られた。

このほか、申立人は、標準報酬月額の改ざんがあったと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の資格記録に訂正は無く、申立人の標

準報酬月額がさかのぼって訂正された事実はない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 7 月 3 日まで
② 昭和 44 年 7 月 3 日から 45 年 7 月 3 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 44 年 4 月 1 日から同年 7 月 3 日までの期間について、記録が 45 年 4 月 1 日から同年 7 月 3 日までと 1 年ずれているほか、B社に勤務していた 44 年 7 月 3 日から 53 年 6 月 1 日までの期間のうち、44 年 7 月 3 日から 45 年 7 月 3 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

このため、A社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和 44 年 4 月 1 日に、同資格喪失日を同年 7 月 3 日に、それぞれ訂正し、44 年 7 月 3 日から 45 年 7 月 3 日までの期間について、B社に係る厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社（当時は、C社）において被保険者資格を取得している同僚に照会したところ、申立人の当該期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用について、具体的な証言を得ることはできなかった。

また、申立人は、申立期間①において、「A社」に勤務していたと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録により、同社は、昭和 44 年 11 月 1 日にC社からA社に社名変更しており、申立期間当時は「A社」という名称は使用されていなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、昭和 44 年 4 月から 45 年 6 月までの国民年金保険料を現年度納付しているが、そのうち 45 年 4 月から同年 6 月までの分を、63 年 7 月ごろに還付されており、その時点では、45 年 3 月以前に厚生年金保険には加入していなかったことを認識していたものと推認できる上、申立人の年金手帳には、厚生年金保険の初めて被保険者となった日の欄に、「昭和 45 年 4 月 1 日」と記載されていることが確認できる。

2 申立期間②について、申立人のB社における雇用保険被保険者記録につい

てD労働局に照会したところ、資格取得日は昭和45年7月3日となっている旨の回答が得られ、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

また、申立人は、B社における昭和45年2月分の給与支払明細書を提出しているが、同年4月に同社に入社したとする申立期間当時の会計担当者は、同明細書の用紙を自分が入社してから作成したと証言している上、同明細書に押印することができるのは自分しかいないとして、自分が入社した同年4月より前の同明細書に押印がされているはずはないと証言している。

さらに、当該明細書の「昭和45年」の「5」については、上から「6」と書いて消した跡が確認できる上、申立人は、当該明細書のみをもって申立ての根拠としているほかに、申立期間②に係る具体的な記憶は無い。

- 3 このほか、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 1 日から 42 年 9 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支社C支部に勤務していた昭和 41 年 6 月 1 日から 42 年 9 月 1 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和 37 年 5 月 1 日から 43 年 12 月 1 日までの期間、A社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理するA社B支社の厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、昭和 37 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し（健康保険整理番号D）、41 年 6 月 1 日に資格を喪失したことが確認できる。また、当該原票により、昭和 42 年 9 月 1 日にA社B支社において厚生年金保険被保険者資格を再度取得し（同整理番号E）、43 年 12 月 1 日に資格を喪失したことが確認できる。

一方、F社（A社の業務を引き継いだ会社）から提出された人事記録により、申立人は、昭和 41 年 5 月 31 日にA社B支社を退職し、42 年 5 月 1 日に再度入社していることが確認できることから、申立期間のうち、41 年 6 月 1 日から 42 年 4 月 30 日までの期間については、A社B支社に勤務していなかったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和 42 年 5 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間については、A社B支社に勤務していたことが認められるものの、F社から、申立人に係る当該期間の勤務状況及び厚生年金保険の適用について、具体的な回答を得ることはできなかった。

さらに、F社から提出された同僚 3 人の人事記録及び当該同僚の社会保険事務所の記録では、申立人と同様に、入退職日と厚生年金保険の資格得喪日が相違していることが確認できるが、この相違についても、同社から具体的な回答を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所が管理するA社B支社の厚生年金保険被保険者原票により、自身が主張する採用時期より被保険者資格取得日が29か月遅い同僚一人を確認できるほか、継続して勤務していたとして主張しているものの在籍期間中に18月の欠落期間がある同僚一人を確認できることから、申立期間当時、同社においては、在籍期間と厚生年金保険被保険者期間を必ずしも一致させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。